

# 神奈川県アイスホッケー連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、1976年（昭和51年）4月24日に神奈川県アイスホッケー連盟（KANAGAWA-KEN ICE HOCKEY FEDELATION 略号 K.I.H.F）として設立する。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を横浜市神奈川区広台太田町1-1番地に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

- 第3条
1. この団体は、神奈川県におけるアイスホッケーおよびインラインホッケー団体を総括し、かつこれを代表する唯一のアマチュア団体であってアイスホッケーおよびインラインホッケーの普及および振興を図り広く県民の健全な発達に寄与することを目的とする。
  2. この規約の以下の条文にある「アイスホッケー」は「インラインホッケー」を含むものとする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 神奈川県におけるアイスホッケーの普及および、指導者の養成
2. 神奈川県におけるアイスホッケーのアマチュア精神の確立
3. アイスホッケーに関する調査・研究
4. アイスホッケーに関する神奈川県選手権大会の開催およびその他の競技会の開催
5. アイスホッケーに関する国内競技会および日本アイスホッケー連盟等に対する代表参加者の選定および派遣
6. アイスホッケーに関する選手の競技力の向上
7. 日本アイスホッケー連盟に対し、神奈川県のアマチュアアイスホッケー界を代表して加盟すること
8. 財団法人神奈川県体育協会に対し、アマチュアアイスホッケー界を代表して加盟すること
9. その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 役員

(役員)

第5条 本団体には、次の役員を置く。

- |    |     |  |      |               |
|----|-----|--|------|---------------|
| 1. | 会長  | 1名   | 副会長  | 若干名           |
| 2. | 理事長 | 1名   | 副理事長 | 若干名           |
| 3. | 理事  | 総数を20名以内とし(うち会計理事2名含む)、会長指名理事8名以上、ブロック選出理事10名とする。<br>ブロック別選出理事は下記のとおりとする |      |               |
|    |     | 1・7種   | 7名   | (一般・女子)       |
|    |     | 2種   | 1名   | (大学)          |
|    |     | 3種   | 1名   | (高等学校、高校生チーム) |
|    |     | 4、5、6種   | 1名   | (小・中学生)       |
|    |     | 計  | 10名  |               |
| 4. | 監事  | 2名   |      |               |

(役員を選任)

- 第6条
1. 会長及び副会長は理事会で推挙されたものを代議員会の承認により決定する。
  2. 理事および監事は代議員会で選任し、理事長および副理事長は理事の互選により定める。
  3. 理事は代議員を兼ねることはできない。

(役員職務)

- 第7条
1. 会長はこの団体の業務を総理し、この団体を代表する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
  3. 理事長は会長を補佐し、理事会の議決に基づき団体の業務を掌握する。
  4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理する。
  5. 理事は理事会を組織し、この団体の業務を議決して執行する。
  6. 会長および副会長は、必要に応じて理事会に出席することができる。

(役員任期)

- 第8条
1. この団体の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
  2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
  3. 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(役員解任)

- 第9条
- 役員は次の各号に該当するときは、理事現在数及び代議員現在数の各々の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。
1. 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  2. 職務の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

## 第4章 代議員

(代議員の選出)

第10条 この連盟の代議員の選出は下記のとおりとする。

- ・ 連盟加盟チームは各チーム1名の代議員を選出するものとする。
- ・ 4種登録チームで運営母体が同一である小学生チーム及び中学生チームは、併せて1名の代議員とする。
- ・ インライン登録チームは代議員を選出しない。

## 第5章 会計

(会計)

第11条 この団体の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第6章 会議

(代議員会)

第12条 代議員会はこの団体の最高議決機関として開催し、重要事項を討議する。

1. 事業計画及び収支予算についての承認
2. 事業報告及び収支決算についての承認
3. 基本財産についての事項
4. 本条第1号、第3号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
5. 規約の改定
6. 役員を選定
7. 加盟・脱退・賞罰に関する事項
8. この団体の解散に関する事項
9. その他、この団体に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(理事会)

第13条 理事会は、この団体の事業の運営に関し審議決定し、次の事項を付議する。

1. この団体の事業の企画及びその遂行に関する事項
2. アイスホッケーに関する国内競技および日本アイスホッケー連盟等に対する代表参加者の選考及び推薦
3. 名誉会長・顧問・参与の推薦
4. 専門委員会設置に関する事項
5. その他、この団体の運営に関する事項

#### (会議の招集)

- 第 14 条 1. 代議員会は会長が招集し少なくとも 7 日前に日時、場所その会議の目的たる事項を代議員あて通告する。
2. 理事会は、会長の承認を経て理事長が招集する。
3. 会長が認めた場合または、構成員の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して招集を請求された時は、その要求のあった 21 日以内に臨時代議員会または臨時理事会を開催しなければならない。
4. 代議員会の議長は会長とし、理事会の議長は理事長とする。

#### (定足数)

- 第 15 条 1. 代議員及び理事会の定足数は構成員の過半数とする。ただし当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した欠席者は定足数の上で出席者とみなす。
2. 代議員会及び理事会の議事はこの規約に別段の定める場合を除くほか、議決権を有する出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### (議事録)

- 第 16 条 すべての会議には議事録を作成し、議長および出席者の代表 2 名以上の署名押印の上これを保存する。

## 第 7 章 専門委員会

#### (専門委員会)

- 第 17 条 1. この団体の任務遂行のために必要あるときは、理事会の議決に基づき専門委員会をおくことができる。
2. 前項の規定による専門委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 8 章 加入団体

#### (加入)

- 第 18 条 1. 次に掲げる団体で、この団体の趣旨に賛同するものは、理事会及び代議員会における承認を経て加入団体となることができる。
- ① 神奈川県に所在地を有するアイスホッケーに関する団体
  - ② 神奈川県に所在地を有する大学の OB で全国的に組織されたアイスホッケーに関する団体
2. 新規に加入しようとする団体は所定の額の加入金を納めるものとする。またその名称は既加入チームの名称と混同されないようにしなければならない。
3. 新規に加入しようとする団体は、既加入団体から本連盟規約に照らしてふさわしいチームである旨の推薦を受けなければならない。
4. チーム事情により活動を停止せざるを得なくなった団体は、休部の申請をすることができる。

(資格喪失)

第 19 条 加入団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 脱退
2. 加入団体の解散
3. 除名

(脱退)

第 20 条 加入団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し代議員会の承認を経なければならない。

(除名)

第 21 条 加入団体が次の各号に該当するときは、代議員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

1. この団体の加入団体としての義務に違反したとき
2. この団体の名誉を傷つけ、又はこの団体の目的に違反する行為があったとき
3. 負担金を 2 年以上滞納したとき

(負担金)

第 22 条 加入団体は毎年別に定める負担金を当該年度の 6 月末日までに納入するものとする。

## 第 9 章 規約の変更ならびに解散

(規約の変更)

第 23 条 この規約は代議員会出席人員の 3 分の 2 以上の議決を経なければ変更できない。

(解散)

第 24 条 この団体の解散は、理事現在数及び代議員現在数各々の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 25 条 この団体の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び代議員現在数各々の 4 分の 3 以上の決議を必要とし、この団体の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

# 神奈川県アイスホッケー連盟規約

## 施行細則

1999.2.27

### 第3章 第6条 (役員を選任)

#### 理事及び監事の選任方法

##### [ブロック選出理事]

- ① 理事長は代議員会に先立って、ブロック別会議を招集する。
- ② 理事への立候補者は連盟登録者に限る。
- ③ 立候補者は改選期のブロック別会議の 10 日前までに事務局にその旨を届け出なければならない。
- ④ 事務局は届け出のあった立候補者名を、ブロック会議までに当該ブロック所属の各チームへ通達するものとする。
- ⑤ ブロック別会議では理事候補を選出し、代議員会で承認される。
- ⑥ ブロック別会議での選出方法は所属各チーム代議員の合意による。

##### [会長指名理事]

- ・ 本連盟運営の円滑化を目的として、会長は連盟登録者または有識者などから 8 名以上 10 名以内で理事候補を指名する。
- ・ 会長の指名する理事候補は代議員会で承認される。

##### [監事]

- ・ 理事会の推薦を受け、代議員会で承認される。
- ・ 監事に推薦されるものは連盟登録者に限る。
- ・ 改選期にあたっては、改選前の理事会において監事を推薦する。

### 第4章 第10条 (代議員の選出と職務)

- ・ 1、2、3、4、7種の団体は各チーム1名の代議員を選出する
- ・ 代議員は各チームの代表者として代議員会に出席し、連盟の運営に関与することができる。
- ・ 代議員は自らが代議員会に出席できない時、同チームの代理出席者を参加させ、その議決権を委任することができる。

### 第4章 第11条 (会計監査)

- ・ 監事は連盟の会計執行状況について監査を行い、代議員会でその結果を報告する。
- ・ 監事は会計執行状況を掌握するために、理事会に対して必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

### 第7章 第17条 (専門委員会)

- ・ 連盟の運営にあたり、以下のように専門委員会を設置する。

◇総務委員会

- ・総務委員会
- ・会計委員会
- ・広報委員会
- ・審議委員会
- ・医事委員会

◇競技委員会

- ・県主催事業委員会
- ・大会運営幹事会

◇普及委員会

- ・小学生
- ・中学生
- ・女子
- ・インライン
- ・オールドタイマー

◇強化委員会

- ・小中学生
- ・高校
- ・大学
- ・女子
- ・一般
- ・選手選考委員会

◇レフェリー委員会

◇日ア連事業本部

- ・委員会の委員は、連盟登録者または有識者から担当理事の推薦を受け、理事会で委任する。

第8章 第18条

(加入)

[加入団体の種別]

- ・ 1種 一般団体
- ・ 2種 単独の大学を代表する団体
- ・ 3種 単独の高校を代表する団体及び高校生で編成される団体
- ・ 4種 アイスホッケー・スポーツ少年団またはこれに準ずる団体
- ・ 5種 単独の中学校を代表する団体
- ・ 6種 単独の小学校を代表する団体
- ・ 7種 女子選手で編成される団体

[加入金]

- ・ 新規に加入しようとする団体は加入金として20万円を納入するものとする。

[レフェリー]

- ・ 1種・7種加入団体はレフェリーを登録し、レフェリー委員会の指導の元活動するものとする。

[休部]

- ・ 休部しようとする団体は、連盟にその旨を届け出て、理事会で承認されれば3年間を限度として休部扱いとすることができる。その間に活動を再開した場合は新規加入金の必要はない。
- ・ 休部中は連絡先として最低1名の登記会員を登録するものとする。

[活動の再開]

休部後に活動を再開しようとする団体は連盟にその旨を届け出て、正規の連盟登録または追加登録を経て、活動を再開することができる。